

組合活性化情報

中小企業しかが8 2020

No.629

組合訪問レポート

▶滋賀県商店街振興組合連合会

中央会つうしん

- ▶中央会専門委員会
- ▶政党への要望活動
- ▶組合事務局交流研究会 第34回 通常総会
- ▶中央会事務局だより

Cover

元祖近江八幡水郷めぐり
【近江八幡市】



ネットワークで中小企業をサポート

滋賀県中小企業団体中央会

<http://www.chuokai-shiga.or.jp/>

組合訪問レポート

巻頭連載企画「組合訪問レポート」では、組合の理事長や事務局の方に対してインタビューを実施し、さまざまな業種業界の組合の「今」をお伝えするコーナーです。

第99回目は、滋賀県商店街振興組合連合会（22組合員）の理事長 富田 浩徳 氏にお話をお聞きました。



理事長 富田 浩徳 氏

組合概要

滋賀県商店街振興組合連合会

所在地／滋賀県大津市打出浜2-1

電話／077-510-1430

代表理事／富田 浩徳

業 種／商店街

組合員数／22名

出 資 金／132万円



中央会事務局 小林 北川



商店街活性化セミナー



キャッシュレス決済セミナー



長浜大手門通り商店街



黒壁スクエア(長浜大手門通り商店街)

Q 現在、組合が直面する現状と課題について教えてください。

A 滋賀県商店街振興組合連合会は、国や県の中小企業施策を積極的に活用し、商店街の活性化に資する組織を滋賀県においても立ち上げようという目的のもと、平成元年に設立されました。現在、当連合会には、滋賀県下22の商店街振興組合が所属しており、私たちは厳密な要件のある「商店街振興組合法」に基づいて、まちの地域環境を整備する商店街を組織し、組織化された商店街振興組合の振興と発展をお手伝いする活動を行っております。

また、上部団体には全国商店街振興組合連合会有り、経済産業省や中小企業庁に対して、それぞれの商店街振興組合がその目的を達成するための施策や支援策の要望を行っております。それに対して当連合会の中心的な役割は、国や滋賀県の中小小売商業施策をより有効に機能

させて、各々の商店街振興組合が所在する地元自治体との調整を図っていくことです。

昨今の商店街の現状は、昨年10月に消費税率が10%に引上げられ、軽減税率制度が導入されました。同時に、需要平準化対策として、中小企業・小規模事業者によるキャッシュレス決済ポイント還元事業も始まりそれぞれの商店街も対応を進めています。

また、新型コロナウイルスの影響により商店街のみならず国内経済は大打撃を被っており、商店街の経営は非常に厳しい状況が続いています。

当連合会は、これらの環境の変化に各商店街が対応していくために、情報共有と限られた予算の範囲内で補助金等も有効に活用しながら各種事業を展開しています。

Q 組合の運営・組織体制について教えてください。

A 連合会運営については、理事8名が中心となって活動しており、滋賀県中小企業団体中央会が事務委託を受けて、事務局運営を行っています。相互連携を図りながら各事業「商店街活性化セミナー」「小

売業活性化セミナー」「商店街調査研究事業」等を実施しています。

役員間の結束力は高く、定期的に交流を図り、よりよい運営ができるよう日々取り組んでいます。

Q 組合の将来像や抱負を教えてください。

A 今年度の連合会事業では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年行っております「商店街活性化セミナー」および「小売業活性化セミナー」についてWEB上での実施を予定しております。新型コロ

ナウイルス感染症の影響により、働き方・暮らし方に大きな変化が起きようとしております。これまでのやり方を踏襲していくのではなく、今後は時代の変化に応じた新たな方法を模索しながら様々な事業に取り組んでまいります。

Q 最後に組合のPRをお願いします。

A 経営者の高齢化などによる後継者不在、魅力ある個店の欠如、地域間競争の激化など商店街を取り巻く諸環境が益々厳しくなっていることを要因として、商店街の衰退が全国的に深刻な問題になっており、滋賀県においても同様の状況となっております。さらに、世界を覆い尽くすコロナ禍は、三密回避の標準化を促進し大型店の存在意義を希薄なものとし、地域商店街への回帰現象が見られました。

激変する商業環境に対応するためには、商店街を構成

する店舗が一致団結し、組織をつくってこれらの諸問題に取り組まなければなりません。商店街は、地域社会の中心にあって単なる「買い物場」を超えた「暮らしの広場」「まちの顔」として重要な役割を担っています。私たちは地域住民のニーズを常に把握し、そのニーズに基づいて各種の商店街活動を充実させていくことが商店街の発展、さらには地域の発展につながるものと考えております。

魅力ある商店街・まちづくりを推進するため尽力して参りますので今後ともよろしくお願い申し上げます。

CONTENTS

1	組合訪問レポート 滋賀県商店街振興組合連合会
2	Contents 事務局行事予定
3	中央会つうしん 中央会専門委員会
4	中央会つうしん 政党への要望活動
5	中央会つうしん 組合事務局交流研究会 第34回 通常総会
6	中央会つうしん 中央会事務局だより
7	全国先進組合事例 長崎県コンクリート製品協同組合
8	景況レポート ● 6月分情報連絡員報告 ● 全国の取りまとめ結果のトピックス
10	山本善通先生による組合税務相談室 役員報酬減額
11	森下正先生による組合活性化アドバイス テクノロジー・インパクトに立ち向かうために
12	小峰先生によるグローバルな視点から～鳥の目・虫の目・魚の目～ 自社ビジネスにおける「適切な距離」
13	Monthly! ほっとライン 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント
14	ご案内 滋賀県中小企業傷害共済会
15	ご案内 滋賀の名品ショッピングサイト
16	業界et cetera ● 近江八幡和船観光協同組合 ● 滋賀県酒造業協同組合 ● 滋賀県建築設計監理事業協同組合

中央会事務局 行事予定

9/23 水 中央会 役員会

クサツエストピアホテル

10/16 金 第70回 中小企業団体滋賀県大会

びわ湖大津プリンスホテル

10/22 木 第72回 中小企業団体全国大会
(小規模開催)

ザ・ヒロサワ・シティ会館
(茨城県立県民文化センター)

組合活性化情報

中小企業 **しが** 8月号

NO.629
2020年

発行 滋賀県中小企業団体中央会
〒520-0806
大津市打出浜2番1号「コラボしが21」5階
TEL.077-511-1430
FAX.077-525-5537
E-mail info@chuokai-shiga.or.jp
皆様のご意見をお待ちしております。

印刷 宮川印刷株式会社

・表紙写真／(社)びわこビジターズビューロー

令和2年度 中央会専門委員会 開催

当会では、7月30日(木)・8月3日(月)・8月6日(木)の3日間、大津市・コラボしが21において、令和2年度の中央会専門委員会を開催しました。専門委員会は、10月に開催する中小企業団体滋賀県大会の提出議案を検討する場として、「総合・組織連携」、「流通・環境・労働」、「金融・税制・情報化」の3分野の委員会で構成され、副会長をはじめとした中央会役員を構成員としています。

●『金融・税制・情報化専門委員会』

7月30日開催



金融・税制・情報化専門委員会では、中小企業金融対策、中小企業関連税制等の充実、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるリモートワーク導入推進等についての協議が行われました。その中でも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による無利子・無担保融資の拡大、リモートワーク導入推進のための支援施策の拡充等について活発に意見が出されました。

●『流通・環境・労働専門委員会』

8月3日開催



流通・環境・労働専門委員会では、人材の確保・定着及び労働環境、地域商店街の活性化等についての協議が行われました。その中でも、新型コロナウイルスの感染拡大により制限を受けている企業の人材確保に関する支援の充実や強化、新たな在留資格として認められた「特定技能」の受入れ状況の確認、商店街に対する県の支援策の活用状況等について活発に意見が出されました。

●『総合・組織連携専門委員会』

8月6日開催



総合・組織連携専門委員会では、県に対する中小企業支援及び組織化支援施策の拡充、地場産業のブランド発信等や、国に対するものづくり補助金の維持拡大等についての協議が行われました。その中でも、中小企業・小規模事業者への官公需対策の強化や首都圏情報発信拠点の機能強化、事業承継の推進、新型コロナウイルスの感染拡大時における支援強化等について活発に意見が出されました。

各専門委員会において協議された意見・要望等は、9月23日(水)の役員会を経て10月16日(金)に開催される中小企業団体滋賀県大会に提案されることとなっています。

政党への要望活動 実施

7月29日(水)大津市・滋賀県庁において自由民主党滋賀県議会議員団に対して、また8月4日(火)大津市・琵琶湖ホテルにおいて公明党滋賀県本部に対して、政党への要望活動を実施しました。今回の要望活動では、北村会長をはじめ、副会長、専務理事、事務局より、中小企業の振興に向けた要望内容の説明を行い、施政における中小企業支援の重要性についてのご理解をいただきました。

…主な要望内容…

1. ウィズコロナ・ポストコロナを意識した中小企業支援策について

- (1) 無利子融資制度の充実・拡大（国・県への要望）
- (2) 公共工事の確実な実施と柔軟な工期の設定（県・市町への要望）
- (3) 感染症廃棄物取集にあたっての安全対策の徹底（県への要望）
- (4) 新たな観光振興策「ワーケーション」の推進（県への要望）
- (5) 中小企業の魅力発信と人材確保・定着への支援（県への要望）
- (6) 中小企業・小規模事業者におけるリモートワークの導入推進（県への要望）
- (7) 持続化給付金の事業期間の延長と適用要件の緩和（国への要望）
- (8) 雇用調整助成金の上乗せ据置期間の延長（国への要望）
- (9) キャッシュレス決済の推進（国への要望）

2. 令和3年度予算編成に向けて

- (1) 令和3年度（2021年度）滋賀県への予算要望
 - ①中小企業連携組織対策事業費補助金等の継続、拡充
 - ②中小企業団体中央会一般活動事業費補助金の継続、拡充
 - ③滋賀地域産業成長戦略支援事業費補助金等の継続、拡充
 - ④「ここ滋賀」ECサイト運営業務受託金の継続



自由民主党滋賀県議会議員団に対する要望

(2) 令和3年度（2021年度）国への予算要望

- ①ものづくり・商業・サービス補助金の維持拡大と事務運営方法の改善

(3) 滋賀県中小企業団体中央会ならではの強みを活かした中小企業・小規模事業者支援

- ①中央会のネットワークを活用した組合組織、組合員企業におけるリモートワークの推進
- ②本県において開催される全国規模のビッグイベントの周知と中小企業の官公需受注の促進
- ③円滑な事業承継の推進に向けた産地組合及び業界組合の活用
- ④組合制度を活用した事業継続計画（BCP）の作成支援及び啓発普及

要望内容に対し、自由民主党滋賀県議会県議団からは、官公需適格組合の現状についてなぜ適格組合の取得が広がらないのか、発注側の認識をより深めるために入札状況等のチェックも強化していく必要がある、また、県内中小企業の事業承継については大変重要な問題であると捉えており、産地組合や業界組合を活用した事業承継の推進に期待をしているなどのご意見をいただきました。

公明党滋賀県本部からは、雇用調整助成金の期限延長については公明党として厚生労働大臣に対して延長の要請を行っており、キャッシュレス決済についても情報を収集して普及推進が維持できるよう取り組んでいきたい、また、滋賀県は製造業が多く、リモートワークの徹底は難しいがリモート環境の整備の重要性を再認識しているなどのご意見をいただきました。



公明党滋賀県本部への要望

組合事務局交流研究会

第34回 通常総会 開催

組合事務局間における相互研鑽を目的とし、業種業界の枠組みを越えた連携を図る「組合事務局交流研究会」の第34回通常総会を、8月6日(木)、草津市・クサツエストピアホテルにおいて開催しました。

総会では、橋本会長(信楽陶器工業協同組合 参事)より開会の挨拶がなされた後、引き続いて同氏を議長に選出し、議案審議では上程されたすべての議案が原案通り可決決定されました。第4号議案の役員改選においては、新役員として滋賀県環境整備事業協同組合 玉村浩司 氏、滋賀県共済協同

組合 上野正寿 氏が新たに選出されました。

第2号議案の事業計画では、活動基本方針として組合事務局へ求められる機能が複雑化・多様化するなか、組合事務局において共通する課題に適切に対応できるよう、会員相互の交流・親睦を積極的に行い、多様なノウハウ及び情報を蓄積することを目指し事業展開を行うことが承認されました。ただ、これまで事務局交流研究会の中心事業として実施してきた研修会については、新型コロナウイルス感染拡大を受け、今年度は今後の状況に応じて柔軟に対応していくことが確認されました。

第34回通常総会は、新型コロナウイルス感染防止対策を講じたうえで、各参加者が十分な距離を保ち開催されましたが、恒例となっていた総会終了後の懇親会については開催が見送られました。



橋本会長による開会挨拶



通常総会の様子

組合事務局交流研究会は、組合事務局の交流と連携を深め、組合事務局独自の課題解決につなげられるよう様々な取り組みを行っております。加入をご希望される組合事務局様がございましたら気軽に事務局までお問い合わせください。〈問い合わせ先：事務局担当 振興課 小林・松本 TEL 077-511-1430〉

●総会提出議案●

- 第1号議案** 令和元年度事業報告書、収支決算書並びに剰余金処分(案)承認について
- 第2号議案** 令和2年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認について
- 第3号議案** 令和2年度会費の額及び徴収方法決定について
- 第4号議案** 任期満了に伴う役員改選について

●組合事務局交流研究会 役員名簿●

役職名	氏 名	所属組合	組合役職
会 長	橋本 浩	信楽陶器工業協同組合	参 事
副会長	田中 好和	滋賀県砂利事業協同組合連合会	事務局長
理 事	太田 剛	滋賀県産業振興協同組合	専務理事
理 事	高木 恵吉	滋賀県電気工事工業組合	事務局長
理 事	廣田 敏夫	協同組合坂浅土木工業会	事務局長
理 事	柳田 恵理	滋賀県輸送事業協同組合	事務局長
理 事	玉村 浩司	滋賀県環境整備事業協同組合	主 幹
監 事	上野 正寿	滋賀県共済協同組合	事務局長

(敬称略、順不同)

全国の各都道府県中央会が毎年調査テーマを設定し、実施している「組合資料収集加工事業」により、収集・加工した全国の組合事例を紹介するコーナーです。全国の先進的な組合における様々な取り組みやそのノウハウ等について、組合事業への参考としていただければ幸いです。

カテゴリー ユニークな事業展開による存在感のアピール・発信

長崎県コンクリート製品協同組合

産学官共働による製品の品質保証への取り組み

所在地 〒856-0835 長崎県大村市久原2丁目1533-2

設立 昭和52年2月

組合員数 12人

出資金 1,200千円

主な業種 コンクリート製品製造業

背景と目的

平成13年度より、長崎県発注の公共事業が、県内経済発展と共に県内産業への経済波及効果につながるよう「県内産品優遇制度」が実施された。本制度を有効に活用しつつ、コンクリート二次製品の品質向上・維持が、価値ある社会資本整備の推進に大いに寄与するとの考えに基づき、自主検査体制から産学官の第三者からなる「長崎県コンクリート製品評価会議」を発足させた。

取組みの手法と内容

平成15年の取組み当初は、組合内部での自主検査であったため、公平性・中立性・透明性を有したオフィシャルな会議との理解を得ることができず、発注官庁や施工業者からの信頼・評価を得られていない状況であった。そこで、平成26年に産学官（大学、県、市、建設団体等）を委員とする、組合から独立した第三者機関「長崎県コンクリート製品評価会議」を試行的に発足させ、員外社も含めた「長崎県コンクリート製品工場監査」を行った。この取組みが評価され、平成27年より正式な機関として発足し、「工場監査」の実施とその評価を行っている。

○長崎県コンクリート製品評価会議

長崎県内で生産されるコンクリート二次製品について「品質の確保とその向上」並びに「技術力の向上」を図るため、品質の確保及び品質管理の指導、強化を目的とし、毎年2回定例会議を開催する。

○長崎県コンクリート製品工場監査

工場の品質管理状態を「JISQ1001及びJISQ1012」に基づき適切に管理されているか、また、その工場で製造されている製品の品質が管理基準に合致しているかを毎年確認することで、JIS外製品であってもJIS製品と同等の製品であること、及び県産品の登録基準である「その他関連する示方書等の基準を満たす資材・製品であ

ること」を確認し、評価する。工場監査に必要な実施要領等の策定は「品質技術委員会」が行う。

成果とその要因

「長崎県コンクリート製品評価会議」が、大学、県、市、建設団体等産学官による第三者を委員として加えた第三者機関として発足することで、「公平性、中立性、透明性」が担保されたため、オフィシャルな会議としての理解が深まった。また、共通仕様書に書かれている工事書類等の簡素化がなされ、事務負担が軽減された。



評価会議（本年度7月に開催された評価会議の様子）



適合マーク（工場監査において適合と評定され、品質を保証し、製品の信頼を高めるため組合が発行するロゴマーク）



「技術力向上」と「品質保証・改善」が県内技術の底上げと安定供給につながるという産学官を巻き込んだ本取組みや組合の努力が今日の安全・安定した製品供給につながっている。

URL

<http://nagasaki.cc.s1008.xrea.com/>

景況

中小企業団体情報連絡員報告より

レポート

令和2年 6月分

前年同月比 のDI値	県内						全国					
	全体	製造業	非製造業	全体	製造業	非製造業	全体	製造業	非製造業	全体	製造業	非製造業
業界の景況	-70.6	-87.5	-55.6	-69.2	-74.7	-65.1	-69.2	-74.7	-65.1	-69.2	-74.7	-65.1
売上高	-67.6	-87.5	-50.0	-65.7	-72.5	-60.4	-65.7	-72.5	-60.4	-65.7	-72.5	-60.4
収益状況	-55.9	-75.0	-38.9	-64.6	-70.3	-60.4	-64.6	-70.3	-60.4	-64.6	-70.3	-60.4

※DI(Diffusion Index)値とは、景気の動きをとらえるための指標です。(−100≤DI値≤100)

DIの計算方法…増加・好転と答えた企業の割合−減少・悪化と答えた企業の割合

【例：調査数「20」のうち好転が「4」、不変が「6」、悪化が「10」とした場合… $(4-10)/20 \times 100 = -30$ 】

DI値が =30以上 =10以上30未満 =−10以上10未満 =−30以上−10未満 =−30未満

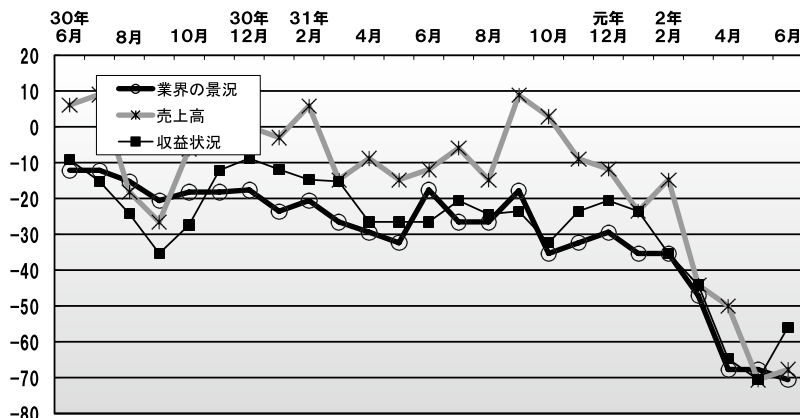
(滋賀県内の景況DI値につきましては、県内34名の情報連絡員からの回答に基づき掲載しています。)

県内の 景況推移

県内では売上高と収益状況に改善傾向が見られたが、新型コロナウイルスの影響が長引いており、業界の景況改善にはつながらなかった。



前年同月と比較した滋賀県内のDI値の推移

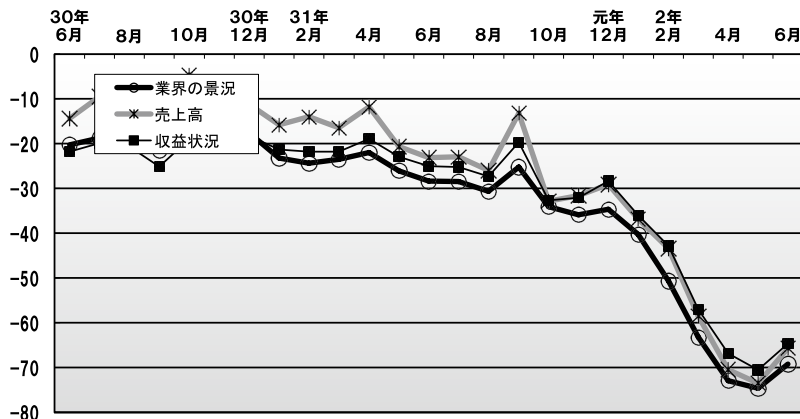


全国の 景況推移

緊急事態宣言の解除による経済活動の再開により全国的に売上高、収益、業界の景況すべての指標で改善傾向が見られた。



前年同月と比較した全国平均のDI値の推移



全国の 情報連絡員からの 報告のポイント

- 緊急事態宣言が解除され経済活動が再開されたとはいえ、改善しているというコメントは少なく、先行きの見通しを不安視するコメントも多い。一方で新商品の開発他、前向きな取り組みも見られる。
- 外出自粛等で営業活動や展示会が中断されていたため、先行きの受注を確保できていないという報告も増加している。製造業を中心に大企業やサプライチェーンの生産抑制・停滞による影響を大きく受けているという、多くの中小企業者の声も引き続き多い。

主な報告内容

◇新型コロナウイルス環境下における新しい前向きな取り組み・工夫		
●組合員の中には、抗菌マスク等、対コロナ関連商品の開発により業績回復への期待が大きい先もある。	岐 阜 県	機械すき和紙
●DM関連や衛生紙関連は大幅な伸びを示している。総じて紙製品は産地間競争において勝ち組の企業が多く、このピンチをチャンスととらえて自己改革を断行している。	愛 媛 県	紙製品
●当初、本業種は対象外であったが、追加要望したところ、本業界を含む全業種へと拡大することとなった。団体で要望したことにより一定の成果を得ることができた。	鹿児島県	印刷・同関連業
●大手企業の新卒・中途の採用が鈍くなっている中で、業況は厳しい時だが将来を見越し積極採用を検討している。	岡 山 県	工作機械
●6月中旬から下旬にかけて、来年の正月、節句商戦に向けた展示会が行われたが、新型コロナウイルスの影響を受けて、来場者への対面だけでなくメールや電話を使った営業を行っている。	埼 玉 県	人形小売業
●夏のイベント等がすべて中止で人の流れが商店街に向かってきていない。6商店街連合会で「コロナ対策プレミアム商品券」を計画中。	高 知 県	商店街
●全国団体が「新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」を作成した。その対策内容を分かりやすくまとめたハンドブックを作成する予定。	東 京 都	一般公衆浴場業
●県の休業と営業時間の短縮要請が解除され、組合では上部団体のガイドラインに修正追記を行い、組合独自の『宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン』を策定し、全組合員へ配信した。	沖 縄 県	ホテル・旅館業
◇新型コロナウイルスの影響(業況悪化)の報告		
●組合主力のゆかたの販売が停滞し、中間仕掛在庫、製品在庫が製造元・卸問屋に年間生産量に匹敵する在庫が残る結果になりそう。7月以降は、今のところ受注も無く、至急の対策が必要な状況。	静 岡 県	織物業
●売上を大きく落としている組合員が多く、在庫が積みあがっている。様々な業種で需要が消失しており、回復するには相当な時間がかかると思われる。	群 馬 県	紙製容器製造業
●新型コロナウイルス関連では、一部に取引先の生産縮小による受注減や営業活動の自粛を余儀なくされるなど、徐々に業況に影響が出はじめている。	高 知 県	金属製品製造業
●受注が減少している。一部の製造ラインを休止し稼働を緩めている。新型コロナウイルスの緊急支援策を活用することで、なんとか資金繰りを安定させている組合員がいる。	東 京	機械工具製造業
●新型コロナウイルスの影響が鮮明に表れ、リーマンショック以来11年ぶりの低水準となった。雇用は人手不足から一転して過剰となり、非正規雇用を中心に減る方向である。	愛 知 県	輸送機器



税理士 山本 善通 氏

ちょっと

教えて

Q&A

Question

役員報酬減額

当組合が実施している共同購入事業は、新型コロナウイルスの影響を受け、事業に大きな損失が出ることが予想されています。この場合に、法人税の取扱いでは、年度の途中で役員給与を減額した場合、定期同額給与に該当せず、損金算入が認められないケースもあると聞いています。

今回の新型コロナウイルスの影響は、「業績悪化改定事由」に該当するのでしょうか？

また、毎年の改定時期も総会開催遅延のため、ズレ込む予定です。この場合の遅延についても、考慮されますか？

Answer

【概要】

現行の法人税法では、定期同額給与として役員給与の損金算入が認められるのは、原則として、定期の給与として、その事業年度内の各支給時期における支給額が同額である事が要件となっています。

今回の相談のように、期の途中で減額する場合は、経営状況の著しい悪化として「業績悪化改定事由」に基づく事が要件とされています。

具体的には、法人税基本通達（9-2-13）において次のように示されています。

「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいうのであるから、法人の一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかったことなどはこれに含まれないことに留意する。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響による業績の悪化は、業績悪化改定事由（法人税法34条1項1号、法人税法施行令69条1項1号八）に該当するものと考えられます。

また、毎年の給与額改定時期の要件も「特別の事情があると認められる場合」に該当するものと考えられます。（法令69①-イ）

【参考】

上記の内容は、国税庁H.P「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」（法人税に関する取扱い（問6）「業績が悪化した場合に行う役員給与の減額」（4月13日追加））において公表されていますので、参考にして下さい。

【事前確定届出給与（同法第34条第1項第2号）について】

新型コロナウイルスの影響により決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じ定時総会を延期することとなったことに伴い、事前確定届出給与に係る定めについての総会等の決議が例年の総会等の決議の時期より遅れることとなったため、法人税法施行令第69条第4項第1号に定める届出期限（4月経過日等）までに事前確定給与に関する届出ができない場合は、国税通則法第11条に基づく届出期限の延長が認められます。



明治大学政治経済学 教授
森下 正 氏

組合 活性化アドバイス

テクノロジー・インパクトに立ち向かうために

テクノロジー・インパクトとは、新技術のAI/IoT、ロボティクスなどが既存産業と融合し、新事業が誕生することで生じる影響とされている。ちなみにAI/IoTと小売業が融合すると、無店舗販売のネット通販となる。しかし、生産、物流、保管、流通加工など、従来からある現実の現場は、無くならない。そもそも無店舗販売は、カタログや新聞、テレビなどの通信手段を活用して展開されていた。そこに新規参入してきたのがネット通販で、今や在来からの無店舗販売もネット通販を行っている。つまり、新技術によって既存事業が進化するために、日常生活と既存産業に影響が出るのである。

ところで、テクノロジー・インパクトは、歴史的に何度も繰り返されてきた。ちなみに、お味噌汁を頂くお椀は、そもそも朱塗りの木製であったが、大量生産ができ、食洗器も使用できるプラスチック製に代わった。炬燵の熱源は、かつて豆炭か練炭であったため、猫が炬燵で酔っぱらう光景が見られたが、今の人には想像できない。そもそもエアコンの普及で炬燵自体が無い世帯もある。必ず併存はするが、いずれか一方が消えるほどの影響が出る。

例えば、中高年には懐かしい路面電車や軽便鉄道は、かつて日本中で走っていた。でこぼこの砂利道を、お世辞にも頑丈とは言えない枕木と線路の上を走っていた。しかし、今やごく一部の都市を除き、全て消えた。交通渋滞の原因、本数が少なく不便、乗り心地が悪いなどの理由で廃止された。この2つの輸送手段は、敷設当時、最先端技術であったが、新しい土木技術の開発、自家用自動車の国産化と普及、高速自動車道の整備という新技術によって、この2つの輸送手段は不要となった。

このように振り返ってみると、今日のテクノロジー・インパクトよりも過去のほうが、日常生活や既存産業に与えた影響は大きいように感じられる。つまり、新技術によって生じる増分効用が既存技術よりも大きく、取って代わられるほどの結果になったのである。

今日、この取って代わられるほど影響を、新技術によって受け、苦戦しながらも転換の途にあるのがガソリンスタンドである。ここでいう新技術は、ハイブリットカーや電気自動車であり、ガソリン消費量が非常に少ないか、ガソリンそのものが不要な車の出現である。

ところで、全国の都道府県に石油商業組合があるが、帝国データバンク『老舗企業の実態調査』によれば、2013年時点で100年以上続いている業種(細分類別)にガソリンスタンド経営がベスト10に入っていた(第9位の357社、19年調査ではベスト10外)。というのも、ガソリンスタンドは、かつては豆炭や練炭などを扱う燃料小売業であった。つまり、エネルギー革命に順応し、存続してきたのがガソリンスタンドなのである。今では、ガソリンを軸に石油関連商品に加え、EV向け急速給電や水素ステーションなど、新エネルギーの供

給や、それに付帯するサービスの開発に石油商業組合とその連合会は取組んでいる。こうした取組は、まだ挑戦段階にあるが、新技術によるエネルギー素材の変化に順応していくためには、早めの準備が必要である。なぜならば、何の対策も取らずに、新技術が普及し、アタックが大きくなった時は、致命的な影響を受けるからである。

例えば、スマートホンは短期間で大きな影響力を発揮するようになった。米国では携帯電話の普及に14年かかったが、スマホは8年であった。なお、固定電話機は73年もかかった。このことは、パソコンと同等かそれ以上の機能と性能を持つスマホは、小売業の流通チャネルを全てのスマホ保有者と直接、繋げてしまったことを意味する。オフィスの情報端末が持ち運び自由の個人端末に激変した威力は、有店舗販売の小売業を侵食していく。この潮流は世界的で、2017年時点で世界の小売業売上の第4位はAmazon、12～17年の世界の急成長小売業の第2、3、8位がネット通販であった。

こうしたテクノロジー・インパクトに対し、中小企業と組合は、地道にインパクトへの対応力を養うと同時に、このインパクトを生む主役になることもできる。

例えば、製造業や建設業の組合ならば、組合員が希望する新技術習得や新製品・新技術開発に繋がる情報の提供から着手することができる。1967年設立の製造業の組合員62名からなる広島県のT協同組合は、長年、異業種や先進企業の視察を行うとともに、新技術・特殊技能に関わる講習会を開催してきた。また、改善や設備診断など、特定テーマによる技術研鑽を積んできた。ごく当たり前の内容だが、こうした地道な共同事業を長年にわたって実行し、習慣化することが、テクノロジー変化に対応できる人財づくりに繋がっている。

また、熊本県のY協同組合(水土木事業)は、業務の効率化のために組合員のIT活用力向上を目的に研修会を実施すると同時に、組合員間のIT化を図ってきた。しかし、公共工事が減少する中、同組合は、組合と組合員のIT技術を駆使して、地元水道局の管路システム構築業務を受託した。具体的には、業務の効率化、生産性の向上、コスト削減に必要な上水道の管路情報を地図情報と一体で電子データ化するシステムを地元水道局に提案した。従来、紙で保管されていた図面、写真、記録文書を、電子データ化することで、地図ソフト上に各種情報を連動させて視覚化するもので、同組合自らが地元水道局にテクノロジー・インパクトを与える存在となった。

以上のように、テクノロジー・インパクトへの対応力を付ける、あるいは自らインパクトを引き起こす。つまり、テクノロジー・インパクトへの対抗策は、守りも攻めも両方あることを念頭において、組合事業として実現化してほしいのである。

グローバルな視点から!

—鳥の目・虫の目・魚の目—

今回のテーマ 自社ビジネスにおける「適切な距離」



KJグローバル経営事務所
代表・中小企業診断士

小峰 潤氏

■ソーシャル・ディスタンス

現状のコロナ禍では、「1～2M（国により異なる）の物理的な距離」をヒトとヒトの間にとることが望ましいと言われていいます。日本においても、少し収まりつつあった新型コロナウイルスが7月以降、再度感染者を増加させています。科学技術が発達した現代においても、「ヒトとヒトの間に距離を取る」ことが最大の感染症予防策であるということは極めて驚くべき事実です。

前回までの記事においても触れましたが、「ヒト」の移動が制限されている現状においては、「モノ・サービス」等を動かすことで成り立つビジネスがこれまで以上に広まりつつあります。そのようなWithコロナの現状においての「距離」について今回は考えてみたいと思います。

■「距離」とは？

一般的に「距離」と聞くと、物理的（地理的）な距離のみを思い浮かべる方が多いと思います。しかしながら、ビジネスにおける重要な「距離」は1つではありません。国際ビジネスを一例に採ると、2001年にパンカジュ・ゲマワット教授が提唱した他国との違いを調査分析する「CAGEモデル」において、次の4つが重要な「距離」として挙げられています。

まず1つ目は、「C：文化的な距離（Cultural）」これに関しては、言語・民族性・宗教などがどれだけ異なるかというのが距離を生み出す特性です。自国と文化的特性が大きく異なる国は「距離が遠い」国ということになります。次に2つ目として、「A：政治的な距離（Administrative）」があります。過去の歴史的な経緯・政治的同盟の有無などが距離を生み出す要因になります。一般的に親日国と言われる国は、この「距離が近い」国と言えるでしょう。さらに3つ目は、「G：地理的な距離（Geographical）」これは先ほども述べたように物理的な距離であり、一般的に誰もが思い浮かべやすい距離を意味します。そして最後の4つ目として挙げられるのは、「E：経済的な距離（Economical）」各国消費者の所得レベルの違いと言えば、最も分かりやすいかもしれません。

C: 文化的な距離	A: 政治的な距離	G: 地理的な距離	E: 経済的な距離
・異なる言語 ・異なる民族性、習慣、宗教 ・異なる社会的規範・マナー・価値観 ・異なる宗教 ・異なる言語	・異なる政治体制 ・異なる法律・規制 ・異なる貿易政策 ・異なる貿易障壁 ・異なる貿易協定 ・異なる貿易関係	・異なる地理的位置 ・異なる気候・気象 ・異なる地形・地質 ・異なる交通手段 ・異なる交通インフラ ・異なる交通コスト	・異なる所得水準 ・異なる消費習慣 ・異なる消費意識 ・異なる消費行動 ・異なる消費動向 ・異なる消費傾向

【図表①】「CAGEモデル」

（出所:Gemawat[2001]Harvard Business Review）

■「CAGEモデル」による分析

前述した「CAGEモデル」では、他国との違いについて多面的に分析することができ、自国とその国との隔たりを再認

識できます。すなわち、各項目の距離が自国の特性から遠ければ遠いほど「異質」な国とみなすことができ、自らの商品・サービスを展開する際の「ハードルが高い」ということが言えます。

それでは、「CAGEモデル」での4つの距離が自国から近ければ近いほど良いのでしょうか？「必ずしもそうとは言えない」というのが答えです。当然のことながら4つの距離が近ければ、それだけ自らの商品・サービスを展開する際の「ハードルは低い」ということになります。一言でいえば、「参入しやすい市場」と言えるでしょう。しかし逆に言えば、「ハードルが低いため、自らと類似の商品・サービスが市場にあふれていることが多い」というのが現状です。

一方、自らの持つ特性と各項目の距離が遠ければ、「参入ハードルは高いが、（自らと類似の商品・サービスが一般的に市場に少ないケースが多いため）ビジネスとして差別化できる」可能性が高いのです。このように、距離の遠近による影響はまさに「硬貨の裏表」のような関係なのです。

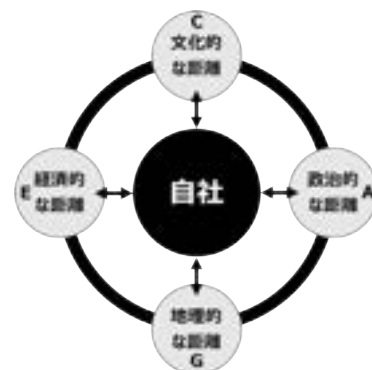
■ビジネスにおける「適切な距離」

ここまで述べてきたように、国際ビジネスにおける距離は物理的（地理的）なもの以外も存在します。それは皆さまの身近にある国内ビジネスにおいても同様です。具体的に説明しますと、「C：文化的な距離（Cultural）」の観点からは、ターゲット顧客を日本人にするのか？もしくは外国人も含めるのか？の判断基準になります。

次に「A：政治的な距離（Administrative）」の観点からは、価値観を既に共有できている常連客だけを相手にするのか？もしくは一見（スポット）の顧客も対象にするのか？が判断基準となるでしょう。

さらに「E：経済的な距離（Economical）」に関して言えば、大部分の一般大衆をあまねく対象にするのか？もしくはハイエンドの高所得層を対象を限定するのか？という判断基準になるのです。

急激な外部環境の変化が生じている現在のコロナ禍において、メディアではソーシャル・ディスタンスばかりが取り沙汰されています。メディアの報道から少し離れて、「物理的（地理的）」以外の観点からも「自社ビジネスにおける顧客との適切な距離」について考えをめぐらしてみても如何でしょうか？新しい視点から良いアイデアが生まれるかもしれません。



【図表②】4つの自社との「適切な距離」

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、マスクは私たちの生活必需品の1つとなっていますが、35℃以上の猛暑日が続く中、感染防止策と熱中症予防の両立が求められています。今回のホットラインでは「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントをご紹介します。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、「新しい生活様式」として、一人ひとりが感染防止の3つの基本である

1. 身体的距離の確保
2. マスクの着用
3. 手洗いや「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践すること

が求められています。これから、夏を迎えるにあたり、皆様には、例年よりもいっそう熱中症にもご注意ください。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」における熱中症予防のポイントをまとめました。

(1) マスクの着用について

マスクは飛沫の拡散予防に有効で、「新しい生活様式」でも一人ひとりの方の基本的な感染対策として着用をお願いします。ただし、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかることがあります。

したがって、高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

マスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がけましょう。また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、マスクを一時的にはずして休憩することも必要です。

外出時は暑い日や時間帯を避け、涼しい服装を心がけましょう。



(2) エアコンの使用について

熱中症予防のためにはエアコンの活用が有効です。ただし、一般的な家庭用エアコンは、空気を循環させるだけで換気を行っていません。新型コロナウイルス対策のためには、冷房

時でも窓開放や換気扇によって換気を行う必要があります。換気により室内温度が高くなりがちなので、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしましょう。

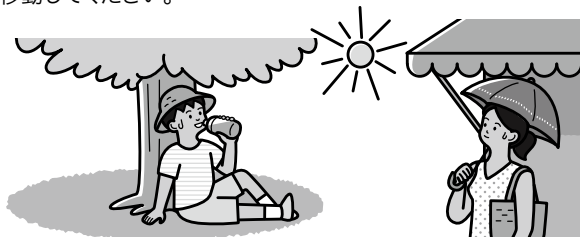
注意 一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、換気は行っていません

- ・窓とドアなど2か所を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する



(3) 涼しい場所への移動について

少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所へ移動することが、熱中症予防に有効です。一方で、人数制限等により屋内の店舗等にすぐに入ることができない場合もあると思います。その際は、屋外でも日陰や風通しの良い場所へ移動してください。



(4) 日頃の健康管理について

「新しい生活様式」では、毎朝など、定時の体温測定、健康チェックをお願いしています。これらは、熱中症予防にも有効です。平熱を知っておくことで、発熱に早く気づくこともできます。日ごろからご自身の身体を知り、健康管理を充実させてください。また、体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養するようにしましょう。



上記情報は下記ホームページから抜粋し引用しております。詳細に関しては、下記厚生労働省ホームページのご確認をお願いします。

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

●滋賀県中小企業団体中央会の会員である組合等に所属する
事業所の代表者・役員・専従家族で、70歳未満の方に限ります。

加入の
ご案内

中小企業者のみなさまのための

傷害共済

小さな掛金で

大きな安心

会費は年額 **8,400円**

●1日あたり

〈おひとり〉

約 **23円**

加入して
不時の傷害に備えましょう



大工・左官・鋸金・瓦工・塗装・鳶・電気工事(高圧線工)・木材伐採・石材採掘・火災製造および取扱の業種については年額12,000円

●補償の特色は……

会費が割安です。

共済会は利益を目的としていないので、ほかの機関が取扱う保険料と比較しても割安になっています。

私傷についても補償します。

労災保険では「業務上」の災害に限られ、いわゆる私傷には適用されませんが、本会は業務外の私傷も含みますから、いそがしい経営者の皆さんの実態に適合して有利です。

共済会は他の補償と重複しても支払います。

労災保険では同一事由によって他の第3者から補償を受けた時は、その金額を差し引かれますが、本会は他の受給の如何にかかわらず独自にお支払いいたします。

初日分から補償されます。

通院、入院とも初日から補償の対象となります。

補償期間が1ヶ年です。

おケガをされてから1ヶ年ですから、じゅうぶん治療ができます。(但し、補償免責、一部免責の場合あり)

●補償の内容は……

ケガで死亡したとき…… **200万円**

ケガで後遺症が残ったとき……
〈1級～14級〉 **268万円～10万円**

ケガで入院したとき…… **1日/5,000円**
〈但し101日目以降は1日/2,000円〉

ケガで医師の往診を受けたとき……
1回/3,000円

ケガで通院したとき…… **1日/2,000円**

この制度の目的は

中小企業経営者のためにつくられたもので、会員の相互扶助の精神に基づき、お互いに不慮の傷害を共済し、経営の安定と、経済活動の促進をはかろうとするものです。

滋賀県中小企業傷害共済会

〒520-0806 大津市打出浜2番1号

コラボしが21 5F(滋賀県中小企業団体中央会内)

TEL.077-511-1430 FAX.077-525-5537

地域初! 滋賀の名品

滋賀県中小企業団体中央会

ありそうでなかった滋賀県全域の名品を一堂に
集めたショッピングサイト

スマホからでも!



今すぐチェック!

滋賀の名品、お届けします

掲載商品は、自然豊かな郷土と高い技術から生み出された、滋賀県民の誇りともいえる滋賀の名品です。

ご訪問に、おもてなしに、おくつろぎに…上質な商品を発見するワクワク感を感じながら、

「おなじ買うなら」滋賀の名品をぜひお求めください。

ここ滋賀

での紹介商品のご案内

滋賀の名品ショッピングサイトでは、滋賀県の首都圏情報発信拠点「ここ滋賀」にてご紹介している商品の一部を「ここ滋賀ショッピングサイト」商品として紹介しています。

近江牛まるごと一頭など目玉商品を紹介する「ハイクライスコナー」もご紹介します。



※一部、店頭にてお問い合わせがない商品もございます。

宿泊・観光等サービス についてのご案内

滋賀の名品ショッピングサイトでは、地場産品・地域特産品といった商品だけでなく、宿泊・観光や運送サービスなど、「道民のおもてなし」を提供する各会員組合の web ページを紹介しています。



送料について

滋賀の名品ショッピングサイトでは、県内130以上の事業所の商品を紹介していますが、複数のお店の商品を買い回りにしていただいても、お支払いいただくのは1個口の送料のみ。県内各地で送られたこだわりの名品を気の向くままにお買い求めください。



滋賀の名品ショッピングサイト

<https://shiganomeihin.jp/>

【お問い合わせ】 運営事務局：滋賀県中小企業団体中央会
TEL:077-511-1473 (平日 10:00-17:00)



「滋賀の名品」Facebook ページ開設中
「いいね!」をお願いします!

<https://www.facebook.com/shiganomeihin/>



詳しくは
WEB サイトで

『厄よけヨシを奉納 大阪・天神祭で茅の輪に』

近江八幡和船観光協同組合

日本三大祭の一つである大阪天満宮の天神祭では、厄よけの茅の輪の制作に近江八幡市の水郷地帯のヨシが使用されています。これは琵琶湖の浄化作用があるヨシで参拝者に心身を清めてもらおうと、近江八幡和船観光協同組合（理事長 福永栄子 氏）が毎年奉納されているもので、このヨシの奉納行事が7月4日(土)近江八幡市・葭大龍神にて執り行われました。奉納当日は、組合員と天満宮の関係者が船で水郷ルート上にある「葭大龍神」のほこらに向かい、前日に周辺で刈り取ったヨシ20束を別の船に積み上げて奉納の神事を行いました。神事は例年、大阪天満宮で行われてきましたが、今年は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて奉納元である水郷地帯で実施されました。神職や関係者の新型コロナウイルス感染収束の願いが込められたヨシは、奉納の神事を行った後、トラックに積み込まれ大阪天満宮へ運ばれました。



龍神のヨシ奉納の様子



手漕ぎの水郷巡り(近江八幡和船観光協同組合)

*組合が運営している手漕ぎの水郷巡りは定期船や貸切船の運行もあります。詳しくは組合のHPをご覧ください。

組合HP : <http://www.suigou-meguri.com/>

『「近江の地酒」 ブランディングと魅力向上を目指して』

滋賀県酒造業協同組合

滋賀県酒造業協同組合（理事長 喜多良道 氏）では、「近江の地酒」のブランディングに向けて専門家とともに研究会を開催されています。

県内では、豊かな伏流水と米処としての地域性を活かした味わい深い地酒が多数製造されていますが、「近江の地酒」として1本化し発信していくための共通のコンセプトが確立されておりません。研究会では、この共通のコンセプトづくりを目指して組合役員企業(7社)を対象に、各社の酒づくりに対する想いや滋賀県の地酒全体に対する特徴・共通点・イメージ等についてヒアリング調査が行われています。各蔵元の個性を尊重しながら「近江の地酒」として、その魅力をどのように打ち出していくのか、非常にデリケートで難しい問題ではありますが、組合員の合意を得たコンセプトをもとに「近江の地酒」の販売戦略を立てていくことを目指して、組合では専門家を交えた研究が進められています。



滋賀県酒造業協同組合 喜多理事長



ヒアリング調査の様子

仕事の進め方を大きく変える BIM『ARCHICAD』研修会

滋賀県建築設計監理事業協同組合

滋賀県建築設計監理事業協同組合（理事長 野田芳朗氏）では、7月29日(水)、7月30日(木)の2日間、草津市・クサツエストピアホテルにおいて、BIM『ARCHICAD』に関する講習会を開催されました。

BIMとは、Building Information Modeling（ビルディング インフォメーション モデリング）の略称で、建築物をコンピューター上の3D空間で構築し、企画・設計・施工・維持管理に関する情報を一元化して活用する手法のことをいいます。講習会では、グラフィソフトジャパン株式会社 笠松 哲司氏を講師にお迎えし、BIMのソフトウェアの1つである『ARCHICAD』の操作方法や導入後の効果についてご説明いただきました。

BIMは、建築物を3D空間で構築する手法ですが、これまでの3DCADとは大きく異なります。多くの3DCADが2次元の図面で設計されたものを3Dに改めて設計するのに対して、BIMは最初から3D空間で設計を行うため、どこかの情報を一つ修正すると全ての情報が連動して修正される仕組みとなっています。そのため、設計・管理の手間が減るだけでなく、施主へのプレゼンテーションが容易になるほか、設計初期から各種シミュレーションを行うことが可能となり、導入が組合員の仕事の進めかたを大きく変える可能性があります。

当日は、実機を用いた操作方法の説明も行われ、参加者からは多くの質問が寄せられました。終了後の個別質問コーナーでも熱心に話を聞く参加者の姿が見受けられ、2日間に渡る研修は充実した内容となりました。



野田理事長の挨拶



研修会の様子



講師の笠松哲司氏

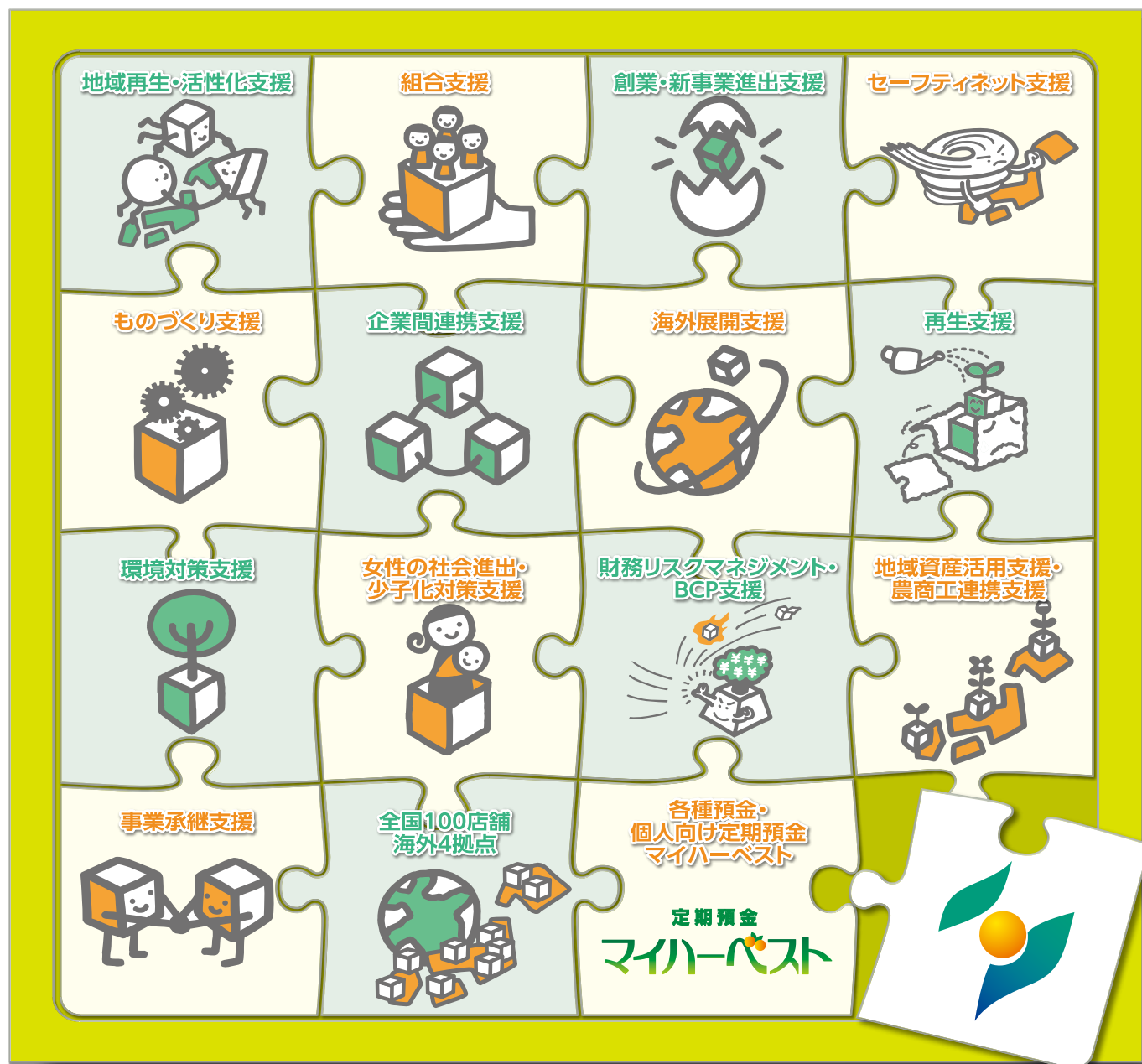


個別の質問コーナー



BIMによる設計の様子

商工中金は、幅広いサービスで 中小企業と地域の未来を支えます。



商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする公的金融機関です。
お客さまとともに、地域活性化に全国で取り組んでいます。

大津支店 077(522)6791

〒520-0047 大津市浜大津1-2-22

彦根支店 0749(24)3831

〒522-0073 彦根市旭町9-3



人を思う。未来を思う。

商工中金